

宮津市公告第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により宮津市森林整備計画を作成したいので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を下記のとおり縦覧に供する。

なお、宮津市森林整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年2月2日

宮津市長 城崎雅文



記

1 縦覧の期間

令和8年2月2日から令和8年3月3日まで

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）